

郵送による消防用設備等の点検報告を受付しています

消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担削減を図る観点から、消防用設備等点検結果報告書を郵送による届け出を次のとおり受付しています。

1. 郵送による報告の方法

【送付書類等】

(1) 点検結果報告書（正本） 1部

- ・ 防火対象物の所在地を管轄する消防署宛てに送付してください。
- ・ 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れがないように確認をしてください。
- ・ 報告書の内容について確認する場合がありますので、点検結果報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

(2) 点検結果報告書（副本） 希望部数

(3) 副本返信用封筒1通

- ・ 消防署による受付印を押印した点検結果報告書の返信に必要です。
- ・ 副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付してください。
- ・ あらかじめ宛名をご記入ください。

2. 返信時期

- ・ 副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

3. 留意事項

- (1) 郵送による報告は、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行ってください。
- (2) 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- (3) 書類の記載漏れや添付漏れにより受けができない場合や、返信用封筒に必要な料金分の切手が添付されていない場合は、改めて送付していただくか、受付窓口へお越しいただく必要があります。

【送付の前に必ず確認してください】

- ア. 点検結果報告書に記載漏れはないですか（次の内容は特に注意してください）
- ・届出日
 - ・届出者の押印
 - ・防火管理者欄（選任されている場合）および立会者欄（点検に立ち会った方がいる場合）
- イ. 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか（次の点検票は特に注意してください）
- ・点検票別記様式第23（非常電源専用受電設備）
 - ・点検票別記様式第26（配線）
- ウ. 副本は正本と同じものを入れていませんか。
- エ. 返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか。
- ※宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等がないよう、今一度確認して下さい。

4. 送付先

- 管轄消防署 ◆対象物所在地
- (1) 鹿角広域行政組合消防署 ◆鹿角市花輪、尾去沢、八幡平（大字）
〒018-5201 鹿角市花輪字向畑100-2 電話：0186-23-4975
- (2) 鹿角広域行政組合消防署十和田分署 ◆鹿角市十和田（大字）
〒018-5334 鹿角市十和田毛馬内字上陣場74-1 電話：0186-35-2006
- (3) 鹿角広域行政組合消防署小坂分署 ◆鹿角郡小坂町
〒017-0201 鹿角郡小坂町小坂字中前田68-1 電話：0186-29-2119

【報告様式等】

リンク先：総務省消防庁 <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>